

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 森 川 雅 人

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成23年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 埼玉県飯能市仲町11番21号
ヘリテイジ・リゾーツ飯能 6階 ヘリテイジホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第88期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、急激な円高の進行や厳しい雇用情勢が続くなか、新興国の旺盛な需要に牽引され輸出企業を中心に業績が上向き、徐々に明るさが見られるようになりました。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災の影響により、今後の経済情勢は不透明なものとなっております。

当社グループを取り巻く環境は、半導体需要が下半期に入り一部の市場で調整局面を迎えたものの、産業機器市場を中心に概ね堅調に推移いたしました。また、アジア二輪車市場は高い成長を持続、国内通信市場においても移動体基地局向け投資が活発化いたしました。このようななか、当連結会計年度の売上高は873億30百万円（前期比12.1%増）となりました。利益面においては、増収効果や一連の構造改革が寄与し、営業利益は73億25百万円（前期比31.7%増）、経常利益は60億99百万円（前期比27.0%増）、当期純利益は45億75百万円（前期は4億43百万円の損失）となりました。セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用し、セグメントの区分を変更しております。前期比較については、前連結会計年度の区分を変更後の区分に組み替えて行っております。また、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は352億8百万円（前期比11.6%増）、営業利益は57億63百万円（前期比36.4%増）となりました。

デジタル家電市場では、ブリッジダイオードなどの需要が下半期に入り減速したものの、自動車市場で小型面実装ダイオードが堅調に推

移したほか、設備投資の増加に伴って産業機器市場向けに大容量の整流ダイオード需要が拡大し、デバイス事業は概ね堅調に推移いたしました。

【モジュール事業】

モジュール事業の売上高は319億23百万円（前期比13.2%増）、営業利益は20億75百万円（前期比4.1%減）となりました。

モビリティ分野における二輪車市場では、過去最高の販売台数となったインドネシアをはじめ、安定成長の続くインドやベトナムなどで、主力のレギュレータやCDIなど電装製品需要が伸長し、業績を押し上げました。その一方で、四輪車市場向けにDC/DCコンバータなど環境対応車向け製品の開発を強化したほか、新エネルギー分野においても、LED照明用電源や太陽光発電用パワーコンディショナのラインアップ拡充に努めるなど、成長戦略の推進に伴う開発投資が先行し、モジュール事業全体としては減益となりました。

【システム事業】

システム事業の売上高は150億11百万円（前期比11.8%増）、営業利益は13億30百万円（前期比61.3%増）となりました。

国内通信市場は、急速に広がりを見せるスマートフォン需要に対応した投資が活発化し、移動体基地局向け電源需要が拡大したほか、基幹系の整流器需要も概ね堅調に推移いたしました。また、情報市場においても普及期を迎えつつあるクラウドコンピューティングの導入により、ストレージ装置向け電源需要が増加、下半期からやや減速感が見られたものの総じて堅調に推移いたしました。

【その他】

中国を中心とした新興国の建設機械市場において、アクチュエータ製品の需要が復調し、売上高は51億86百万円（前期比9.0%増）、営業利益は4億85百万円（前期比41.7%増）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として、長期借入金65億円の資金調達を実施いたしました。増資または社債発行などによる資金調達は行っておりません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、39億65百万円の設備投資を実施いたしました。
その主なものは、生産設備の増強や合理化・維持更新投資によるものであります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別		第85期 平成19年度	第86期 平成20年度	第87期 平成21年度	第88期 (当連結会計年度) 平成22年度
売 上 高	百万円	100,827	85,239	77,934	87,330
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△)	百万円	△ 2,063	△ 6,548	4,801	6,099
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (△)	百万円	△ 2,627	△13,271	△ 443	4,575
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	円	△ 30.27	△152.99	△ 4.66	42.70
総 資 産	百万円	105,407	90,620	97,965	103,336
純 資 産	百万円	40,645	23,764	31,829	35,714

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490百万円	100.0%	電気機器の製造
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400百万円	100.0	電気機器の製造
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100百万円	100.0	電気機器の製造
新電元デバイス販売株式会社	100百万円	100.0	電気機器の販売
新電元スリーイー株式会社	25百万円	100.0	電気機器の製造
新電元メカトロニクス株式会社	100百万円	60.0	電気機器の製造・販売
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000千THB	100.0	電気機器の製造
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276千USD	100.0	電気機器の製造
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	65,724百万IDR	100.0	電気機器の製造・販売
広州新電元電器有限公司	48,200千CNY	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	100,000千THB	100.0	電気機器の製造・販売
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000千USD	100.0	電気機器の販売
新電元（香港）有限公司	1,500千HKD	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・ユークー・リミテッド	141千EUR	100.0	電気機器の販売
シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	108千USD	100.0	電気機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「CREATE THE FUTURE」～次代の新電元を創造する～をスローガンに、平成22年度から平成24年度の3カ年を期間とする「第12次中期経営計画」を策定しております。中長期にめざす企業像として、“技術と品質で信頼を勝ち取り、誇りあるメーカー”を掲げ、経営方針は「営業力で事業を創り、技術力で価値を創り、品質力で信頼を創る」としております。

当中期経営計画におきましては、モビリティ市場や新エネルギー市場へ積極参入を果たす「環境ビジネスのコア事業化」とアジア諸国を中心に新興国市場で事業拡大をめざす「新興国ビジネスの体制構築」を成長戦略の柱に据えております。また、前中期から取り組んでまいりました構造改革を「改革の日常化」として定着させ、引き続き「経営品質の底上げ」を図り、より強固な経営基盤を確立してまいります。

当社グループは、こうした成長戦略の実現と飽くなき事業効率の追求により、安定した収益性と恒常的なキャッシュ創出力を身につけていくことにより、企業価値の最大化、ひいては株主の皆様共同の利益確保・向上に繋げてまいります。

なお、喫緊の経営課題としては、東日本大震災からの復旧とその影響の克服が挙げられますが、既に、被災した一部の工場は早期に復旧を果たし、現在は通常レベルの生産を行っておりますが、一方、向後の需要動向やサプライチェーンの状況、電力供給の問題など、主として外部要因による影響により多分に不透明な状況にあります。当社グループといたしましては、生産活動を維持し供給責任を果たしつつ、今夏の電力需給対策においては、政府指針の達成を基本とし、グループを挙げて取り組んでまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、MOSFET、省電力型電源用パワーIC、高耐圧パワーIC、DC-DCコンバータIC
モジュール	二輪車用レギュレータ／レクティファイア、二輪車用CDI、発電機用インバータ、コージェネレーション制御ユニット、四輪車用DC／DCコンバータユニット、DC／DCコンバータ、LED照明用電源、太陽光発電用パワーコンディショナ
システム	通信局用電源装置、移動体基地局用電源、電力集中監視システム、インバータ、情報・産業機器用スイッチング電源
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場（平成23年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国 内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 飯能工場（埼玉県飯能市）
	海 外	ソウル営業所（大韓民国） バンコク事務所（タイ王国）
子 会 社	国 内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元デバイス販売株式会社（東京都千代田区） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元メカトロニクス株式会社（埼玉県飯能市）
	海 外	ランブーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユークー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）

- (注) 1. 平成22年6月21日付、新電元（香港）有限公司の本社事務所を移転いたしました。
2. 平成22年9月16日付、シンデンゲン・ユークー・リミテッドのドイツ支店を移転いたしました。

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,790名	697名増

(注) 使用人が前期末に比べて697名増加したのは、おもに受注増加により海外拠点の生産を増強したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
934名	28名減	39.16歳	14.93年

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,012百万円
株式会社埼玉りそな銀行	5,012
株式会社みずほ銀行	4,025
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,895

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

1. 平成22年9月22日付をもちまして、シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（非連結子会社）を設立しております。
2. 非連結子会社であった新電元熊本テクノロジー株式会社および株式会社新電元ロジステックを連結の範囲に含めております。
3. 当社グループが保有する日本ベンダーネット株式会社の株式全てを他社に売却し、日本ベンダーネット株式会社およびその子会社である中央警備保障株式会社は連結の範囲から除いております。
4. 清算手続中でありました新電元センサーデバイス株式会社（非連結子会社）および上海新電元通信設備有限公司（非連結子会社）は清算終了しております。

2. 会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況（平成23年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普 通 株 式	310,000,000株
	A種優先株式	50,000,000株
	B種優先株式	50,000,000株
② 発行済株式の総数	普 通 株 式	103,388,848株
	A種優先株式	11,362,000株
	B種優先株式	—
③ 株 主 数	普 通 株 式	8,767名
	A種優先株式	5名
	B種優先株式	—
④ 大 株 主（上位10名）		

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況			
	持 株 数			持株比率
	普 通 株 式	A種優先株式	合 計	
中 央 不 動 産 株 式 会 社	11,618千株	1,818千株	13,436千株	11.74%
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	13,363	—	13,363	11.68
東京センチュリーリース株式会社	500	6,500	7,000	6.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	4,706	—	4,706	4.11
株式会社損害保険ジャパン	3,753	—	3,753	3.28
資産管理サービス信託銀行株式会社 （みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口）	3,389	—	3,389	2.96
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	3,255	—	3,255	2.84
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社（信託口）	3,104	—	3,104	2.71
安 藤 建 設 株 式 会 社	1,363	1,363	2,726	2.38
新 電 元 工 業 株 式 会 社 協 力 会 社 持 株 会	2,048	—	2,048	1.79

（注） 持株比率は自己株式（普通株式325,728株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	森 川 雅 人	
取 締 役 (常務執行役員)	友 繁 渉	技術開発センター長 兼 品質管理・知的財産担当
取 締 役 (上席執行役員)	荒 幡 義 光	経理・総務・内部監査担当
取 締 役 (執 行 役 員)	鈴 木 吉 憲	経営企画室長
取 締 役 (執 行 役 員)	西 秀 美	工場長 兼 人事・工場管理・環境管理・研修センター・SPISプロジェクト担当
常 勤 監 査 役	横 瀬 是 秀	
監 査 役	内 海 基 二	中央不動産株式会社特別顧問
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	弁護士

- (注) 1. 監査役内海基二および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役横瀬是秀氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、監査役山田弘之氏は辞任により退任されました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	8 名	58百万円
監 査 役	4	30
合 計	12	89

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成元年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額250万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額600万円以内と決議いただいております。

4. 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名が含まれているためであります。

5. 上記のうち、社外役員（社外監査役）に対する報酬等の総額は2名1200万円であります。

6. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金打切り支給額を以下のとおり支給しております。

- ・ 退任取締役2名 1940万円
- ・ 退任監査役1名 750万円

7. 平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

- ・ 取締役1名 650万円
- ・ 監査役2名 190万円（うち社外監査役2名 190万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役内海基二氏は、中央不動産株式会社の特別顧問を兼務しております。中央不動産株式会社は当社の大株主であります。

ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

取締役会は13回開催され、監査役内海基二氏が13回、監査役三宅雄一郎氏が12回出席し、それぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は14回開催され、監査役内海基二氏が14回、監査役三宅雄一郎氏が13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報 酬 等 の 額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	54百万円	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社は、新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」を委託しております。
3. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、平成18年5月12日の取締役会にて決議いたしました。その後、平成21年3月13日の取締役会において、以下のとおり改定しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - 1) 取締役および使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
 - 2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
 - 3) 執行役員制度により、取締役の職務執行（意思決定・監督）機能と執行役員の職務執行（業務執行）機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
 - 4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - 5) 内部監査室により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
 - 6) 通報者を保護した内部通報制度（企業倫理ホットライン／社内および社外の相談窓口）により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査および再発防止の徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書または電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- 1) 会社における個々の損失の危険（環境、災害、品質、輸出管理等のリスク）については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防および事後対応策の検討ならびに実行、教育、監査等の活動を行います。
- 2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
- 3) 内部監査室により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- 1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
- 2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定および監督機能に注力します。
- 3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- 1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
- 2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門および各種委

員会を通じて子会社と一体となった運営を行います。

3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。

4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。

5) 企業集団としての内部通報制度（企業倫理ホットライン）により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課および人事異動については監査役監査基準（規定）の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況（守秘義務に配慮）、予め監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。

2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。

3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

- 1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
- 2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者及び当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様が株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものものないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務及び事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、「CREATE THE FUTURE」～次代の新電元を創造する～をスローガンに、平成22年度から平成24年度の3ヵ年を期間とする「第12次中期経営計画」を策定いたしました。中長期にめざす企業像として、“技術と品質で信頼を勝ち取り、誇りあるメーカー”を掲げ、経営方針は「営業力で事業を創り、技術力で価値を創り、品質力で信頼を創る」といたしました。

当中期経営計画におきましては、モビリティ市場や新エネルギー市場へ積極参入を果たす「環境ビジネスのコア事業化」とアジア諸国を中心に新興国市場で事業拡大をめざす「新興国ビジネスの体制構築」を成長戦略の柱に据えております。また、前中期から取り組んでまいりました構造改革を「改革の日常化」として定着させ、引き続き「経営品質の底上げ」を図り、より強固な経営基盤を確立してまいります。

これらの取り組みを軸とする成長戦略の実現と飽くなき事業効率の追求により、安定した収益性と恒常的なキャッシュ創出力を身につけていくことにより、企業価値の最大化、ひいては株主の皆様共同の利益確保・向上に繋げてまいります。

2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成19年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<http://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	103,336	(負 債 の 部)	67,621
流 動 資 産	67,263	流 動 負 債	25,629
現 金 及 び 預 金	28,178	支払手形及び買掛金	15,607
受取手形及び売掛金	20,554	短 期 借 入 金	4,753
た な 卸 資 産	16,485	未 払 法 人 税 等	288
繰 延 税 金 資 産	228	賞 与 引 当 金	582
そ の 他	1,830	リ ー ス 債 務	608
貸 倒 引 当 金	△ 14	そ の 他	3,790
固 定 資 産	36,072	固 定 負 債	41,991
有形固定資産	22,550	社 債	12,000
建 物 及 び 構 築 物	8,701	長 期 借 入 金	19,410
機械装置及び運搬具	5,787	繰 延 税 金 負 債	454
土 地	4,867	退 職 給 付 引 当 金	8,172
リ ー ス 資 産	1,843	役員退職慰労引当金	31
建 設 仮 勘 定	350	リ ー ス 債 務	1,516
そ の 他	998	資 産 除 去 債 務	145
無形固定資産	666	そ の 他	261
ソ フ ト ウ ェ ア	379	(純 資 産 の 部)	35,714
リ ー ス 資 産	98	株 主 資 本	36,161
そ の 他	188	資 本 金	17,823
投資その他の資産	12,855	資 本 剰 余 金	10,336
投 資 有 価 証 券	9,971	利 益 剰 余 金	8,111
繰 延 税 金 資 産	1,419	自 己 株 式	△ 110
そ の 他	1,499	その他の包括利益累計額	△ 912
貸 倒 引 当 金	△ 34	その他有価証券評価差額金	666
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 1,579
		少数株主持分	465
資 産 合 計	103,336	負債及び純資産合計	103,336

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔自 平成22年4月1日〕
〔至 平成23年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	87,330
売 上 原 価	69,463
売 上 総 利 益 金 額	17,866
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,541
営 業 利 益 金 額	7,325
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	64
受 取 配 当 金	165
雑 収 益	594 824
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	738
雑 損 失	1,311 2,049
経 常 利 益 金 額	6,099
特 別 損 失	
災 害 に よ る 損 失	128
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	118
投 資 有 価 証 券 評 価 損	117
関 係 会 社 株 式 売 却 損	86
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3 454
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 金 額	5,645
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,009
法 人 税 等 調 整 額	△ 31 978
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 金 額	4,667
少 数 株 主 利 益	91
当 期 純 利 益 金 額	4,575

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成22年4月1日〕
〔至 平成23年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日 残高	17,823	13,555	390	△ 105	31,663
連結会計年度中の変動額					
資本剰余金から利益剰余金への振替		△ 3,145	3,145		—
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△ 73			△ 73
当 期 純 利 益 金 額			4,575		4,575
連結子会社増加に伴う増加高			0		0
自 己 株 式 の 取 得				△ 4	△ 4
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△ 3,219	7,721	△ 4	4,497
平成23年3月31日 残高	17,823	10,336	8,111	△ 110	36,161

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日 残高	873	△ 1,144	△ 270	436	31,829
連結会計年度中の変動額					
資本剰余金から利益剰余金への振替					—
剰余金(その他資本剰余金)の配当					△ 73
当 期 純 利 益 金 額					4,575
連結子会社増加に伴う増加高					0
自 己 株 式 の 取 得					△ 4
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 207	△ 434	△ 641	28	△ 612
連結会計年度中の変動額合計	△ 207	△ 434	△ 641	28	3,884
平成23年3月31日 残高	666	△ 1,579	△ 912	465	35,714

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数……………18社

主要な連結子会社の名称……………(株)秋田新電元

(株)東根新電元

(株)岡部新電元

ランブーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド

シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド

なお、(株)新電元ロジステック及び新電元熊本テクノロジー(株)は、前連結会計年度までは非連結子会社でありましたが、連結計算書類に及ぼす影響が重要となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、日本ベンダーネット(株)及び中央警備保障(株)は、前連結会計年度までは連結子会社でありましたが、株式の売却に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から外れております。

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称……………シンデンゲン・ディベロップメント・インコーポレイテッド

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社3社は、いずれも小規模会社で、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の数

関連会社……………1社

ナピーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッド

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社……………シンデンゲン・ディベロップメント・インコーポレイテッド
持分法を適用しない理由……………持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社……………主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

在外連結子会社……………主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成20年9月26日）を適用しております。この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、一部在外連結子会社は定額法を採用しております。耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

[重要な引当金の計上基準]

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づき必要額を計上しております。

[その他連結計算書類の作成のための重要な事項]

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金の利息

ヘッジ方針

有利子負債の将来の市場金利の変動による損失を軽減する目的で金利スワップ取引を利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法については、税抜方式によっております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益は6百万円、経常利益は7百万円、税金等調整前当期純利益は126百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は146百万円であります。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(3) 「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第6号 平成22年9月3日）を適用しております。この変更による営業利益、経常利益及び当期純利益への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保提供資産の内容及びその金額……有形固定資産 2,883百万円
担保に係る債務の金額……………短期借入金 66百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額 73,976百万円

(3) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務 178百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 103,388千株
A種優先株式 11,362千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	73百万円	資本剰余金	6円49銭8厘	平成22年3月31日	平成22年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	257百万円	利益剰余金	2円50銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	A種優先株式	174百万円	利益剰余金	15円40銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。資金運用は、一時的な余資を、安全性の高い短期の金融資産にて運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替相場の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金、社債、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後7年以内であります。このうち一部は市場の金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替相場変動リスクを回避、軽減することを目的として、為替予約取引などを利用しております。また、借入金に係る将来の市場金利変動リスクを回避、軽減することを目的として、金利スワップ取引を利用しております。為替予約取引は、為替相場の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引は、市場の金利変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などについては、前述の「[その他連結計算書類の作成のための重要な事項] ① 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行などに係るリスク）の管理

当社は、営業債権管理規則に従い、営業債権について、営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、営業債権管理規則に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

・市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、デリバティブ管理規定のなかで基本方針、実行手続、取引限度額などが定められており、これに基づき、取引の実行、管理は経理部門で行っております。また、四半期ごとに取締役会にて当該取引の状況報告を行っております。連結子会社についても、デリバティブ管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して適宜保有状況の見直しを行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	28,178	28,178	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,554	20,554	—
(3) 投資有価証券	9,069	9,069	—
資産計	57,802	57,802	—
(1) 支払手形及び買掛金	15,607	15,607	—
(2) 短期借入金	4,753	4,753	—
(3) リース債務（流動負債）	608	608	—
(4) 未払法人税等	288	288	—
(5) 社債	12,000	12,039	39
(6) 長期借入金	19,410	19,478	67
(7) リース債務（固定負債）	1,516	1,443	△72
負債計	54,184	54,218	34
デリバティブ取引（＊）	10	10	—

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはその他有価証券として保有する株式からなり、当該株式の時価は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) リース債務（流動負債）、
- (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債、(7) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、為替予約取引については先物為替相場に、通貨オプション取引については取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6) 参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額902百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 316円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 42円70銭 |

8. その他の注記

(表示方法の変更)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）の適用に伴い、「少数株主損益調整前当期純利益金額」の科目で表示しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）の適用に伴い、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書の表示を、「評価・換算差額等」から「その他の包括利益累計額」に変更しております。

貸 借 対 照 表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	93,501	(負 債 の 部)	61,667
流 動 資 産	64,671	流 動 負 債	23,178
現 金 及 び 預 金	22,356	支 払 手 形	762
受 取 手 形	224	買 掛 金	10,074
売 掛 金	23,543	短 期 借 入 金	4,526
製 品	4,041	未 払 金	1,588
半 製 品	537	未 払 法 人 税 等	70
材 料	2,659	未 払 費 用	496
仕 掛 品	881	前 受 金	2
前 払 費 用	56	前 受 収 益	1
関係会社短期貸付金	4,498	預 り 金	4,799
未 収 入 金	4,580	設 備 関 係 支 払 手 形	168
未 収 消 費 税 等	1,274	賞 与 引 当 金	303
そ の 他	21	リ ー ス 債 務	382
貸 倒 引 当 金	△ 3	そ の 他	1
固 定 資 産	28,829	固 定 負 債	38,488
有形固定資産	9,580	社 債	12,000
建 物	2,796	長 期 借 入 金	19,333
構 築 物	249	退 職 給 付 引 当 金	5,242
機 械 及 び 装 置	1,570	資 産 除 去 債 務	70
車 両 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	453
工 具 器 具 備 品	363	リ ー ス 債 務	1,199
土 地	3,066	そ の 他	189
リ ー ス 資 産	1,355	(純資産の部)	31,834
建 設 仮 勘 定	177	株 主 資 本	31,164
無形固定資産	584	資 本 金	17,823
電 話 加 入 権	20	資 本 剰 余 金	10,336
ソ フ ト ウ エ ア	351	資 本 準 備 金	6,031
リ ー ス 資 産	86	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,304
そ の 他	126	利 益 剰 余 金	3,114
投資その他の資産	18,664	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,114
投 資 有 価 証 券	9,147	繰 越 利 益 剰 余 金	3,114
関 係 会 社 株 式	5,410	自 己 株 式	△ 110
関 係 会 社 出 資 金	1,443	評 価 ・ 換 算 差 額 等	670
長 期 貸 付 金	28	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	670
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,252		
長 期 前 払 費 用	23		
そ の 他	385		
貸 倒 引 当 金	△ 26		
資 産 合 計	93,501	負 債 及 び 純 資 産 合 計	93,501

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 平成22年 4 月 1 日〕
〔至 平成23年 3 月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	82,571
売 上 原 価	71,136
売 上 総 利 益 金 額	11,435
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,562
営 業 利 益 金 額	3,872
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	797
雑 収 益	1,212 2,010
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	747
雑 損 失	1,702 2,450
経 常 利 益 金 額	3,432
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	24 24
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	117
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	52
災 害 に よ る 損 失	52
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3 226
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	3,231
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	111
法 人 税 等 調 整 額	5 116
当 期 純 利 益 金 額	3,114

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成22年 4 月 1 日〕
〔至 平成23年 3 月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
平成22年 3 月 31日 残高	17, 823	6, 031	7, 524	13, 555	△ 3, 145	△ 3, 145	△ 105	28, 127
当 期 中 の 変 動 額								
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替			△ 3, 145	△ 3, 145	3, 145	3, 145		-
剰 余 金 (そ の 他 資本剰余金) の配当			△ 73	△ 73				△ 73
当期純利益金額					3, 114	3, 114		3, 114
自己株式の取得							△ 4	△ 4
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)								
当期中の変動額合計			△ 3, 219	△ 3, 219	6, 260	6, 260	△ 4	3, 036
平成23年 3 月 31日 残高	17, 823	6, 031	4, 304	10, 336	3, 114	3, 114	△ 110	31, 164

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
平成22年 3 月 31日 残高	877	29,005
当 期 中 の 変 動 額		
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替		—
剰 余 金 (そ の 他 資本剰余金) の配当		△ 73
当期純利益金額		3,114
自己株式の取得		△ 4
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△ 207	△ 207
当期中の変動額合計	△ 207	2,828
平成23年 3 月 31日 残高	670	31,834

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

半製品、材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下による簿価切り下げの方法に
より算定）

製品、仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下による簿価切り下げの方法に
より算定）

ただし、システム部門の一部は個別法によ
る原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
による簿価切り下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に
関する会計基準」（企業会計基準第9号
平成20年9月26日）を適用しております。
この変更による営業利益、経常利益及び
税引前当期純利益への影響はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

耐用年数は法人税法に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理することとしております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法については、税抜方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益は3百万円、経常利益は4百万円、税引前当期純利益は57百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は68百万円であります。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(3) 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針の適用

当事業年度より、「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第10号 平成22年9月3日）を適用しております。この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び当期純利益への影響はありません。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額	24,997百万円
(2) 関係会社等の金融機関からの借入に対する保証債務	428百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	14,988百万円
関係会社に対する短期金銭債務	9,816百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	35,611百万円
(2) 関係会社からの仕入高	47,053百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	2,658百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数	普通株式	103,388千株
	A種優先株式	11,362千株
(2) 自己株式の数	普通株式	325千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因……………その他有価証券評価差額金

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科 目	期末残高
子会社	㈱ 秋 田 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	11,039	買 掛 金	852
				資 金 の 貸 付	4,720	短期貸付金	1,320
				〃	—	長期貸付金	1,120
				有 償 支 給	3,308	未 収 入 金	222
子会社	㈱ 東 根 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	5,120	買 掛 金	452
				資 金 の 貸 付	1,680	短期貸付金	2,730
				〃	—	長期貸付金	840
				債務保証(注2)	250	—	—
子会社	㈱ 岡 部 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	14,353	買 掛 金	1,514
				資 金 の 預 り	2,124	預 り 金	4,474
子会社	新電元メカトロニクス㈱	60%	当社製品の製造・ 販 売 等	売 上	2,243	売 掛 金	958
子会社	新電元デバイス販売㈱	100%	当社製品の販売等	売 上	3,550	売 掛 金	856
子会社	シンデンゲン(タイランド)・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・ 販 売 等	売 上	3,824	売 掛 金	1,459
				有 償 支 給	3,371	未 収 入 金	1,282
子会社	ランブーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・ 販 売 等	有 償 支 給	4,293	未 収 入 金	1,270
子会社	ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	100%	当社製品の製造・ 販 売 等	売 上	8,207	売 掛 金	1,393
子会社	シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	100%	当社製品の販売等	売 上	2,481	売 掛 金	797
子会社	新電元(香港)有限公司	100%	当社製品の販売等	売 上	7,904	売 掛 金	2,389
関 連 会 社	ナビーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッド	22.57%	当社製品の製造・ 販 売 等	売 上	4,842	売 掛 金	1,566

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 市場価格等を勘案して一般の取引の条件と同様に決定しております。

(注2) 銀行借入に係る債務保証を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………282円93銭

(2) 1株当たり当期純利益金額……………28円52銭

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月19日

新 電 元 工 業 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 口	潤 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 倉	要 介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 澤	正 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月19日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 口 潤 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 倉 要 介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 澤 正 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月25日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 横 瀬 是 秀 ㊞

監 査 役 内 海 基 二 ㊞

監 査 役 三 宅 雄 一 郎 ㊞

(注) 監査役内海基二及び監査役三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき 金 2 円 50 銭 総額 257,657,800 円

当社 A 種優先株式 1 株につき 金 15 円 40 銭 総額 174,974,800 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成 23 年 6 月 30 日

第 2 号議案 取締役 6 名選任の件

取締役全員（5 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため 1 名増員し、取締役 6 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	もり かわ まさ と 森 川 雅 人 (昭和 23 年 3 月 24 日)	昭和 45 年 4 月 当社入社 平成 10 年 6 月 取締役 平成 14 年 4 月 電子デバイス事業本部長 平成 16 年 4 月 パワーシステム事業本部長兼資 材・変成器統括センター担当 平成 17 年 6 月 常務取締役 平成 18 年 6 月 常務取締役兼常務執行役員 平成 20 年 4 月 パワーシステム事業本部長兼資材 担当 平成 21 年 2 月 技術・生産・資材管掌 平成 22 年 6 月 代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 57,777 株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
2	あら はた よし みつ 荒 幡 義 光 (昭和29年12月28日)	昭和53年4月 (株)第一勧業銀行入行 平成15年9月 (株)みずほコーポレート銀行ロスア ンゼルス支店長 平成18年3月 同行執行役員営業第十一部長 平成20年5月 当社入社理事 平成20年6月 取締役(現在に至る) 兼執行役員 経理・総務・内部監査担当(現在 に至る) 平成22年6月 上席執行役員(現在に至る)	普通株式 16,188株
3	すず き よし のり 鈴 木 吉 憲 (昭和32年5月21日)	昭和57年4月 当社入社 平成11年4月 電子デバイス事業本部半導体事業 部デバイス海外営業部長 平成14年4月 電子デバイス事業本部販売事業部 営業企画部長 平成17年4月 営業本部共通販売統括室大阪支店 長 平成19年4月 電子デバイス事業本部電子デバイ ス販売事業部長 平成20年6月 執行役員(現在に至る) 電子デバイス事業本部副本部長 平成21年2月 経営企画室長(現在に至る) 平成21年6月 取締役(現在に至る)	普通株式 17,188株
4	にし ひで み 西 秀 美 (昭和25年4月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成9年3月 シンデンゲン・フィリピン・コー ポレーション取締役社長 平成14年7月 (株)秋田新電元代表取締役社長 平成16年5月 電子デバイス事業本部電子デバイ ス事業管理室長 平成17年1月 資材部長 平成18年6月 執行役員(現在に至る) 平成19年4月 電子デバイス事業本部副本部長 平成20年4月 (株)東根新電元代表取締役社長 平成22年6月 取締役(現在に至る) 工場長兼人事・工場管理・環境管 理・研修センター・SPISプロジェ クト担当(現在に至る)	普通株式 24,943株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
5 ※	こ やま み ち お 小 山 三千生 (昭和25年 8 月 29 日)	昭和48年 4 月 当社入社 平成 8 年 3 月 上海新電元通信設備有限公司総経 理 平成 9 年 9 月 総務部長 平成11年 7 月 人事部長 平成15年 4 月 営業本部民生電子販売事業部長 平成17年 4 月 営業本部副本部長兼同本部民生電 子販売事業部長 平成18年 4 月 電子デバイス営業本部副本部長兼 同本部民生電子販売事業部長 平成18年 6 月 執行役員 平成19年 6 月 西日本支社長 平成21年 2 月 電子デバイス事業本部長兼同本部 電子デバイス販売事業部長 平成21年 6 月 上席執行役員 平成21年10月 電子デバイス事業本部長（現在に 至る） 平成22年 6 月 常務執行役員（現在に至る）	普通株式 36,201株
6 ※	かわ め こう 川 目 興 (昭和25年 1 月 7 日)	昭和48年 4 月 当社入社 平成 9 年 7 月 シンデングエン（タイランド）カン パニー・リミテッド取締役社長 平成13年 6 月 ランプーン・シンデングエン・カン パニー・リミテッド取締役社長 平成15年 4 月 資材部長 平成17年 4 月 電子デバイス事業本部電装事業部 長兼営業本部電装販売事業部長 平成18年 4 月 電装事業本部副本部長兼同本部電 装販売事業部長 平成18年 6 月 執行役員 平成21年 2 月 電装事業本部長（現在に至る） 平成21年 6 月 上席執行役員 平成22年 6 月 常務執行役員（現在に至る）	普通株式 31,417株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 内海基二および三宅雄一郎の両氏が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	み や け ゆういちろう 三 宅 雄 一 郎 (昭和22年8月8日)	昭和47年4月 弁護士登録（東京弁護士会）・開業（現在に至る） 平成15年6月 当社監査役（現在に至る）	普通株式 59,838株
2 ※	ない とう ひで ひこ 内 藤 秀 彦 (昭和22年4月3日)	昭和45年4月 ㈱第一銀行入行 平成12年4月 ㈱第一勧業銀行常務取締役 平成14年4月 ㈱みずほ銀行常務執行役員 平成15年3月 みずほ信託銀行㈱代表取締役副社長 平成18年6月 ㈱ユウシュウコープ代表取締役社長 平成21年6月 中央不動産㈱代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 候補者三宅雄一郎氏および内藤秀彦氏は社外監査役の候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性
- ① 候補者三宅雄一郎氏は、弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - ② 候補者内藤秀彦氏は、金融機関における長年の経験があり、また経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 候補者三宅雄一郎氏および内藤秀彦氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。
 - ④ 候補者三宅雄一郎氏および内藤秀彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定は無く、また過去2年間に受けていたこともありません。

⑤ 候補者三宅雄一郎氏および内藤秀彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

5. 候補者三宅雄一郎氏の当社の監査役における在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
6. 当社は、三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
くぼた とし たか 久保田 辰 敬 (昭和39年2月22日)	昭和61年4月 当社入社 平成21年2月 経理部長（現在に至る）	普通株式 4,221株

(注) 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

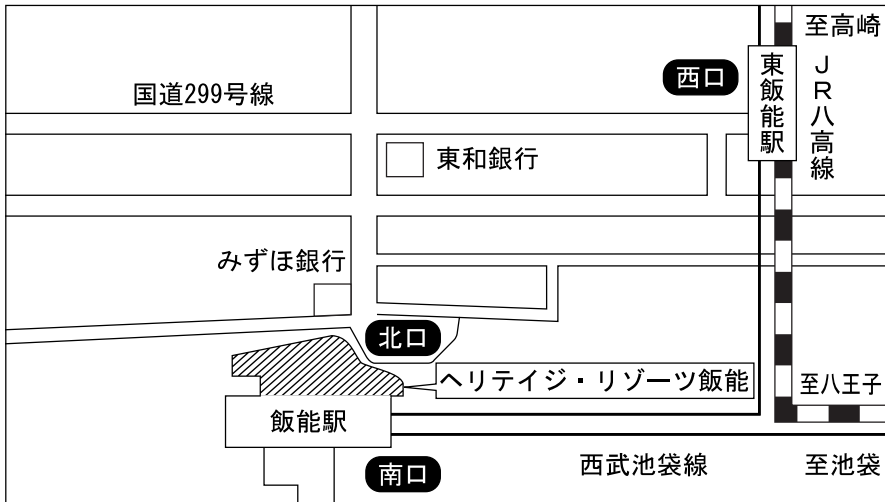
以 上

株主総会会場ご案内図

埼玉県飯能市仲町11番21号

ヘリテイジ・リゾーツ飯能 6階 ヘリテイジホール

電話 (042) - 975 - 1313



西武池袋線 飯能駅（北口）下車 徒歩1分

西武池袋線 東飯能駅（西口）下車 徒歩10分

J R八高線 東飯能駅（西口）下車 徒歩10分

「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当日は節電の取り組みの一環といたしまして、会場内の空調の温度を高めにして開催させていただきます。つきましては、当社の役員および従業員がノーネクタイの「COOL BIZ」スタイルにてご対応させていただく予定ですので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席下さいますよう、お願い申し上げます。